

5 文科高第 276 号
障発 0526 第 2 号
令和 5 年 5 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長
各 関 係 団 体 の 長
各 地 方 厚 生 (支) 局 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長 殿
大学を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学を設置する公立大学法人を設立する
各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

「公認心理師法第 7 条第 3 号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の
取扱い等について」の一部改正について

公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）第 7 条第 3 号に基づく公認心理師試験の
受験資格認定の取扱い等については、「公認心理師法第 7 条第 3 号に基づく公認心
理師試験の受験資格認定の取扱い等について」（平成 30 年 1 月 31 日 29 文科初第
1390 号・障発 0131 第 2 号）により実施してきたところですが、今般、別添のとおり
公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について改正しましたので、公認心理
師試験の受験資格認定に当たっては、この取扱い等によることとし、令和 5 年 5 月
26 日から施行することとしましたので通知します。

[本件担当]

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
電話：03-5253-1111（内線 3113）
E-mail：koninshinrishi@mhlw.go.jp